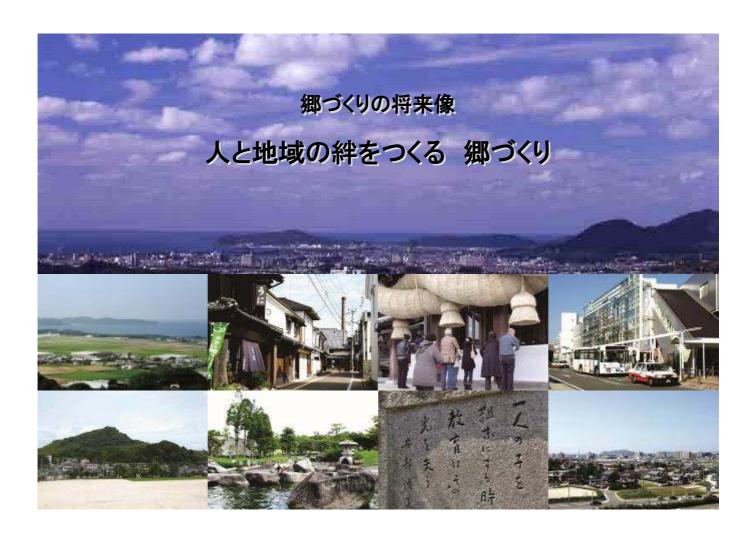
福津市郷づくり基本構想

概要版



平成 30 年 3 月 福津市

一目次一

1. はじめに
(1)基本構想策定の背景1 (2)基本構想の目的1
(3)基本構想の期間等1
2. 福津市の郷づくりを取り巻く現状と課題2
(1) 郷づくりを取り巻く現状と動向 2 (2) 郷づくりの評価…アンケート・ヒアリング調査結果より 2 (3) 郷づくりの今後の課題 3 (4) 郷づくりの再定義 4
3. 郷づくりの将来像
(1)郷づくりの将来像7 (2)郷づくりのキャッチフレーズ7
4. 将来像を実現するための目標と取り組む施策

1. はじめに

(1) 基本構想策定の背景

1)地域づくり計画策定当初の状況

- ・第1次福津市総合計画(計画期間:平成19年度~28年度)の策定に合わせて、平成17~18年度に「市民会議」を主体にして概ね小学校区単位の8地域(以下、「郷づくり地域」という。) ごとに地域づくり計画を策定した。
- ・総合計画では、将来像実現のための前提条件として地域自治の実現を掲げ、地域づくり(郷づくり)を推進していくことを明記している。また、総合計画の7つの分野別目標像の第一番目を「みんなの力で地域自治をすすめるまち」とし、地域自治の仕組みをつくり、地域づくり(郷づくり)を進める基本方針を示している。
- ・平成19年度以降、地域自治を進める体制として、8つの郷づくり推進協議会(以下、「協議会」という。)が主体となり、地域づくり計画の実現のために郷づくり推進事業に取り組んでいる。

2) 現在の状況

- ・第1次福津市総合計画の見直しのほか、都市計画マスタープランなどの他の分野別計画の見直 しも進められていることから、郷づくりのあり方についても見直しを行う時期となっている。
- ・地域づくり計画は、評価・検証の仕組みを定めておらず、進捗管理は協議会に委ねている。
- ・郷づくりについては、近年、協議会の役員などから、「担い手不足」「活動の低迷」「負担感の増大」などが指摘され、問題が浮き彫りになっている。
- ・現状の市の条例や規則等の法令、総合計画等における郷づくりの規定や指針等では、郷づくり の位置づけや役割が分かりづらいという声が多い。
- ・これまで自治会や各種団体には協議会との連携を求めてきたが、郷づくりの位置づけや役割が 分かりづらいこともあり、強固な関係を築くには至っていない。
- ・協議会へのアンケート調査結果等をもとに、平成 19 年度から約 10 年間取り組んできた郷づくりの評価・検証の中で、現状と課題を整理したうえで、本市の郷づくりの基本となる指針が必要となっている。

(2) 基本構想の目的

・これまでの取り組みの評価・検証結果を反映し、協議会や自治会の位置づけや役割を明確にしながら、市が期待する郷づくり地域の役割や支援方針等を体系的にまとめ、今後の郷づくりの指針となる「郷づくり基本構想」を策定し、地域住民が主体となった持続性のある郷づくりとすることを目指す。

(3) 基本構想の期間等

- ・基本構想の期間は、第2次福津市総合計画の計画期間(2025年(平成37年)まで)とする。
- ・基本構想の内容は、4年超過前に検討し、その結果に基づき見直し等を実施するものとする。

2. 福津市の郷づくりを取り巻く現状と課題

(1)郷づくりを取り巻く現状と動向

- ・高齢者のみの世帯や共働き世帯が増加し地域活動への参加自体が難しい世帯が増加している。
- ・大規模な自然災害の発生、集中豪雨の増加など新たなリスクが顕在化している。
- ・地域によって事情や抱える課題が異なることから、将来にわたって地域を維持するためには、 地域コミュニティと行政が共働する郷づくり活動が欠かせない。



- ◆地域住民が主体となった活動は今後も重要性が増すと考えられるため、引き続き「郷づくり」は必要である。
- ◆自治会や郷づくりなどのまちづくり活動への関心を高め、参加者を増やすために「活動の 意義や内容をもっと知ってもらう」ことが重要である。

(2) 郷づくりの評価…アンケート・ヒアリング調査結果より

1)郷づくりの現状

- ・郷づくりの成果は、「学校等との連携が進んだ」、「自治会相互の交流・連携が進んだ」など
- ・取り組んでよかった活動は、「子どもの見守りや地域パトロールなどの**防犯活動**」、「地域の清掃などの**環境美化活動**」、「災害予防や災害対策などの**防災活動**」など
- ・現状の組織や体制づくりの問題は、「役員の高齢化が進んでいる」、「役員の後継者育成が難しい」、 「部会員の確保が難しい」など

2) 市の役割について

- ・地域担当職員に対する評価は、「やや満足している」が最も多く、改善すべき点は「もっと積極的に活動に参加してほしい」、「もっと専門的に的確な助言をしてほしい」など
- ・交付金制度に対する意見は、「活動量に応じた算出方法を導入した方が良い」、「交付金制度以外の財源確保の仕組みを構築すべき」など

3) 今後の郷づくり(活動分野の方向性・重要な支援)

- ・「推進したい」の回答が最も多い分野は「福祉」で、次いで「**防犯防災**」
- ・「重要な支援」として回答が最も多いのは「活動に対する財政面の支援」、次いで「市職員の支援 援体制の拡充」、「郷づくりのPR活動の充実」

4) 自治会について

・自治会は、郷づくり事業の進展にとって重要であり、活動の支えになっているが、課題は、「自 治会長にとっては、負担が増大していること」が最も多く、次いで「協議会役員と自治会役員 の兼任が多く任期が短いため、郷づくり活動の理解が進まないこと」、「自治会ごとに事情が異 なり、郷づくり一体での活動が難しいこと」など

(3) 郷づくりの今後の課題

・郷づくりの現状と動向を踏まえ、地域住民が主体となった持続性のある郷づくりとするために 今後取り組むべき課題を整理する。

課題① 郷づくりを「市民に認知してもらうこと」が必要

- 1. 郷づくりの基本理念や目標のわかりやすい設定
- 2. 活動の意義や魅力の周知手段の多様化
- 3. 協議会と自治会、市が共通理解のもと連携した周知の促進

課題② 郷づくりを支える「人材確保」が必要

- 1. 地域住民等の参加の促進
- 2. 次世代の人材の育成

課題③ 郷づくりの「持続可能な活動の展開」が必要

- 1. 活動分野と内容の見直し
- 2. 市からの依頼事項の整理
- 3. 役割分担による負担の軽減

課題④ 郷づくりの「組織や体制の強化」が必要

- 1. 役員が円滑に引継ぎできる仕組みの構築
- 2. 他の地域や各種団体との連携の強化
- 3. 地域の代表としての位置づけの明確化
- 4. 郷づくり活動への市職員の積極的な参加の促進
- 5. 知識や経験が豊富な市民の参画の促進
- 6. 郷づくり活動の重要な基軸となる自治会の維持
- 7. 郷づくりに関する理解を深めることができる場の提供

課題⑤ 郷づくりの「支援強化」が必要

- 1. 専任事務局員の業務内容の見直しや人件費増額など運営体制の強化
- 2. 郷づくり活動拠点の環境の整備
- 3. 活動運営資金等の充実

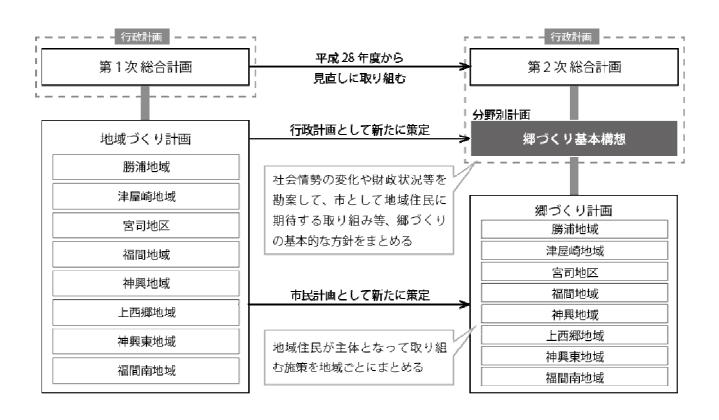
(4) 郷づくりの再定義

1)郷づくりの定義

- ・「地域づくり計画」の内容は、郷づくり地域が抱える課題などを地域住民が認識し、解決に向けた行動計画をまとめたものであるが、「地域住民が主体となる施策」と「行政が主体となる施策」が混在している計画となっており、地域住民の頑張りだけでは及ばない(達成が困難な)計画となっている。
- ・そのため、地域住民が主体となって取り組むべき活動がわかりやすい計画が必要である。
- ・また、活動者や役員の固定化・高齢化による担い手不足や厳しい財政状況の中、地域住民のニーズに合った実効性のある郷づくりの推進が求められている。



- ◆「地域づくり」のうち地域住民が主体となって取り組む活動を「郷づくり」と再定義し、 地域住民が主体となって策定する「郷づくり」の行動計画を「郷づくり計画」とする。
- ◆地域住民が「郷づくり計画」を策定する際の指針とするため、市が「郷づくり」推進の目標や施策等をまとめることが重要となる。



2)協議会及び自治会の位置づけと役割

・協議会及び自治会の位置づけと役割を整理すると以下のとおりである。

	位置づけ	役割
協議会	自治会を基軸として、各種団体、事業所等で構成する市民主体の自主的な組織で、「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」第11条第2項の郷づくり推進協議会をいう。	①協議会は、郷づくり地域の代表として市と共働のまちづくりを行うパートナーとなり、地域自治の実現を目指して郷づくりを推進する。 ②協議会は、郷づくり地域内の市民、自治会、各種団体等の意見、要望を幅広く収集し、適切に事業に反映させながら、身近な生活課題の解決につながる市民公益活動※を行い、住みよい魅力ある地域の実現に努める。 ③協議会は、構成する自治会活動を補完する広域活動のほか、自治会や各種団体同士の交流を促し個々の活動の活性化を図るなど、郷づくり地域内で総合調整機能を発揮するよう努める。 ④協議会は、当該協議会の運営及びその保有する郷づくりに関する情報を広く郷づくり地域内の市民に公開するよう努める。
自治会	地縁により形成された住民自 治組織で、「福津市郷づくりの 推進に関する規則」第4条の自 治会をいう。原則、行政区を単 位として1団体ずつ市により 認められている。	①自治会は、協議会を構成する基軸団体として、 互いの主体性を尊重しながら郷づくりに関す る情報の共有を図り、自治会内で郷づくりの情 報を発信するなど、郷づくりを推進するよう努 める。 ②自治会は、地域住民に一番身近な住民自治組織 として、住民同士の親睦、生活環境の維持改善 等に努める。

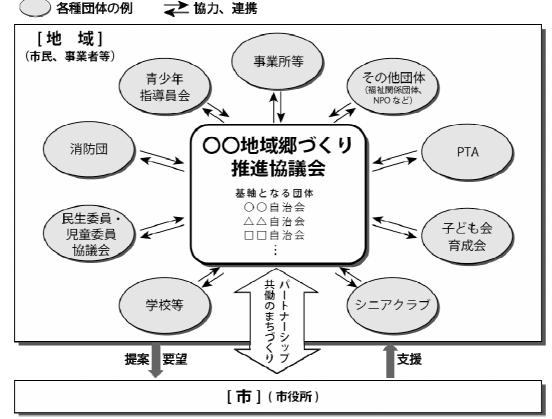
※市民公益活動(参考)

市民が自らの責任に基づき、自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動(次に掲げるものを除く。)であって、公益の増進に寄与するものをいう。ア 宗教の教養を広め、係式 打事を行い、及び信者を教化育成するもの

- イ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対するもの ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは 支持し、又はこれらに反対するもの

(「福岡市市民公益活動推進条例」より抜粋)

■地域自治を目指す協議会のイメージ



※協議会は、自治会を基軸として、各種団体や市民ボランティア等と協力、連携して地域を運営。 ※各地域の実情に応じて、各種団体等の協力、連携体制は異なる。

地域課題は、自治会で取り組むもの、地域で取り組むもの、市と一緒に取り組むものなどがある。

『地域でできることは地域で。地域だけでできないことは市と共働で』

3)協議会に対する権限と財源の移譲

・郷づくり活動を円滑に実施するために必要となる権限と財源を協議会に移譲する。なお、具体 的な権限と財源については、次に示す例の他、今後、必要に応じて検討を行っていく。

(権限と財源の例)

	例
権限	・地域の課題解決のために必要な活動を自らの判断で選択し、決定できること
	・必要な活動を「郷づくり計画」に位置づけた場合に、具体的な実施内容、他団体 との連携など、実現に向けた手法を選択し、決定できること
	・拠点施設を主体的に管理運営できること(指定管理者等)
財源	・郷づくり推進事業交付金の見直し ・市事業の委託型交付金の創設
	・事業の提案型交付金の創設

3. 郷づくりの将来像

(1)郷づくりの将来像

・郷づくりを取り巻く現状と課題、協議会の位置づけと役割を踏まえ、今後、郷づくりが目指す 将来像(郷づくりを進めることで目指す将来のあるべき姿)を掲げる。

郷づくりの将来像

人と地域の絆をつくる 郷づくり

全ての人(=市民)が生きがいを持って、いきいきと活動できる郷づくりを目指す。

様々な団体・組織と連携しながら市民の手により、地域の課題を地域で解決していくことができる郷づくりを目指す。

人の絆、地域としての絆をそれぞれ深めるとともに、郷づくりを通じて 様々な絆をより強くすることで、子どもから高齢者まで全ての市民が支え 合いながら安心・安全に暮らすことができる郷づくりを目指す。

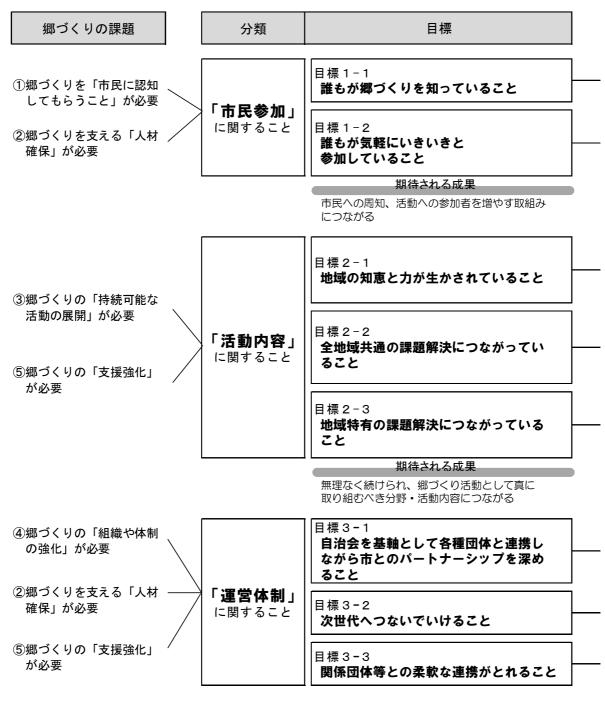
(2) 郷づくりのキャッチフレーズ

・郷づくりは、「多くの市民が参加して、自ら地域を支えつくっていく」ものであることから、この趣旨が理解されるよう、郷づくりの将来像に合わせてキャッチフレーズを設定する。

郷づくりのキャッチフレーズ 誇れる明日は自分たちの手で

4. 将来像を実現するための目標と取り組む施策

・郷づくりの将来像を実現するために、郷づくりの課題を踏まえ「市民参加」「活動内容」「運営体制」の3つの分類ごとに目標を設定する。



期待される成果

ネットワークづくり、人材育成の取組みにつながる

・将来像の実現を目指し、郷づくりの目標を着実に達成するため、目標ごとに「地域に期待する こと」及び「市の支援策」を示す。

市の支援策

- ◆多様な媒体の活用促進
- ◆郷づくり研修等の実施
- ◆市民が参加する場(市が主催 するイベント等) の提供
- ◆イベント等に対する市の 備品貸し出し
- ◆活動者の表彰制度の導入
- ◆市SNSを通じた交流

地域に期待すること

- ・郷づくり会報の発行、配布
- ・郷づくりPR冊子等の発行、配布
- ・郷づくりホームページの活用
- ・郷づくりPRイベントへの参加
- ・出前講座等の開催機会の設定

- ◆地域担当職員制度の継続
- ◆地域自治活動ハンドブック (協議会版) の作成
- ◆まちづくり講座出前編の充実
- ◆市職員の地域活動研修制度の 創設
- ◆郷づくり計画策定の支援
- ◆地域支えあい登録者名簿・避難 ◆学校運営協議会の開催及び 行動要支援者名簿の貸与
- ◆防犯防災活動の支援
 - コミュニティスクールの推進
- ◆地域と学校をつなぐ地域コーディネーターの配置
- ◆市職員の地域活動研修制度の 創設 (再掲)
- ◆専門部署の連携・協力や 情報提供等
- ◆まちづくり講座出前編の充実 (再掲)
- ◆必須活動分野の設定の見直し

- ・まちづくり講座出前編の積極的な 活用と担い手づくり
- ・地域住民に広く共感が得られる 活動内容の設定
- 地域内の人材バンク(サポーター) 制度の導入
- ・郷づくり計画の策定
- · 防犯防災活動
- ・地域支えあい制度による見守り 活動
- 学校運営協議会への参画

- ◆一括交付金の交付
- ◆提案型交付金の交付
- ◆市事業等の委託
- ◆自治会加入の促進
- ◆附属機関(審議会等)の設置
- ◆人材の育成等

- ◆活動環境の充実
- ◆協議会の活動に関する「実践交流会」の開催
- ◆NPOや事業者などに関する 情報提供
- ◆庁内関係部署から各種団体へ の働きかけ

- ・交付金の配分協議、交付
- 自治会加入の促進
- ・市との連携
- 人材の確保、育成
- ・役員研修会等の開催
- ・拠点の管理、運営
- ・協賛金等の自主財源の確保
- 市事業等の受託
- ・役員視察研修の実施
- ・他地域の協議会との交流
- 各種団体との交流、連携
- ・NPOや事業者などとの連携

福津市 郷づくり基本構想

概要版

平成 30 年 3 月

発行 福津市 郷づくり支援課

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号

電話:0940-42-1111(代表) FAX:0940-43-3168

URL http://www.city.fukutsu.lg.jp/

E-mail info@city.fukutsu.lg.jp



郷づくり基本構想